

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第99回 牛豚等疾病小委員会

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第99回 牛豚等疾病小委員会

日時：令和6年11月7日（木）14：00～14：53

会場：農林水産省 消費・安全局第1会議室
(Web会議併用)

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

牛豚等疾病小委員会委員名簿

- | | |
|-----|--------------------------|
| 資料1 | 米国ASFゾーニング評価書概要版（案） |
| 資料2 | （非公表）米国ASFゾーニング評価書詳細版（案） |
| 参考1 | アフリカ豚熱（ASF）とは |
| 参考2 | WOAH陸生コード |
| 参考3 | カナダの概要 |
| 参考4 | 養豚農場の分布 |
| 参考5 | 世界におけるアフリカ豚熱発生状況 |

午後2時00分 開会

○松尾室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第99回牛豚等疾病小委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、急な御連絡にもかかわらず御対応いただき、誠にありがとうございます。

私は、当部会の事務局を担当いたします国際衛生対策室長の松尾でございます。よろしくお願いします。

それでは、開会に当たりまして、本来であれば消費・安全局の安岡から御挨拶申し上げるところですが、本日は所用にて欠席とさせていただきます。私の方から簡単に、御挨拶代わりというか、一言申し上げさせていただきます。

本日は、先ほど申し上げましたように、第99回という形で会を開かせていただきますが、本日の議論の課題、こちらはカナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用ということで、今年の1月にもご審議いただきまして、幾つか宿題が残っておりますので、その点について集中的に、また委員の皆様にご議論いただくというのが今回の趣旨でございます。カナダについては、輸入豚肉の20%を占める割と大きな国でございますので、我が国の食料供給、食料安全保障という観点からも、しっかりと御議論いただきたいというふうに思っております。

今回の議論は、そういった食料安全保障の面もありますが、基本的にはリスク評価の会ということで、科学的な側面、技術的な側面から、先生方からの忌憚のない御意見頂きたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

さて、本日の牛豚等疾病小委員会の委員数10名でございます。本日はウェブでの御出席合わせて8名の委員に御出席いただいております。オブザーバーが2名という形で御出席を賜っております。ウェブを併用しての開催ということになりますので、よろしくお願いいたします。

では、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

私は国際衛生対策室長の松尾でございます。よろしくお願いします。

それから、リスク分析班の矢野でございます。

リスク分析官の大快でございます。

事務局としては、本日、この3名で質疑応答等やらせていただきたいと思っております。

本日の議事でございますけれども、先ほど申し上げましたように、カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、でございます。

まずは事務局から説明をした上で、委員の皆様には御審議いただきたいといふふうに考えてございます。

それに当たりまして、まず資料の確認をいたします。

お配りしている資料は、議事次第、委員名簿、資料の1及び資料の2、参考資料、こちらの方は薄いですが、1から5までございます。御確認ください。

出席の方は欠損している資料とか、またウェブの方、届いていない資料がありましたら、お知らせください。

特にないようですので続きます。

ここからの議事進行につきましては津田委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○津田委員長 それでは、津田でございます。

それでは、これより議事に入ります。円滑な議事の運営に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の1番、カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、事務局の方から説明をお願いします。

○松尾室長 事務局から説明させていただきます。

私の方から議事1、米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、

まず、資料の1の背景というところですね。1ページ目の背景というところを御覧ください。

先ほども説明しましたように、今日は特に、先般1月の会議で宿題になっていることを中心にという形でございます。

まず、一方で、背景だけはもう一度確実に説明したいと思います。

背景でございますが、現在、我が国はカナダから輸出される豚生体、豚肉及び豚肉製品について、家畜衛生条件を締結しているところであり、これに基づいて現在も輸入が行われております。

現在、カナダではアフリカ豚熱の陽性事例は確認されていませんが、世界的なアフリカ豚熱（ASF）の流行を受け、2019年4月にカナダ当局より、カナダでASFが発生した

際に豚生体、豚肉及び豚肉製品の輸出を継続できるよう、A S Fのゾーニング適用に係る協議要請がございました。

このため、標準的手続に従いまして、カナダ当局と書面による質問のやり取りや現地調査を通じて情報の収集、確認を行いまして、その情報に基づいて、カナダ国内でA S Fが発生した際にゾーニングを適用して、カナダ産の豚生体、豚肉及び豚肉製品の輸入を継続した場合のA S Fの我が国への侵入リスクについて、定性的な評価を実施しております。

本件については、昨年3月に家畜衛生部会で諮問されまして、本年1月に牛豚等疾病小委員会で最初の御審議いただいております。今回は2回目という形になってございます。

前回の御審議において、先生方から主に2点の御指摘を頂いております。

1点目は、カナダの農場のバイオセキュリティについてでございます。カナダはC S FやA S Fの発生経験がなく、バイオセキュリティの観点が日本や欧州とは異なるという点で御質問等を頂いております。

2点目でございますが、野生豚のA S Fサーベイランス体制が十分に構築されていないという点について、先生方から御指摘を受けてございます。

これらの事項につきまして、これまでの間にカナダとのやり取りの中で新たに得られた情報、それから前回の御審議の内容踏まえて、評価報告書に追記いたしましたので、評価結果の案も今回作成してございます。

それでは、まず1点目、農場のバイオセキュリティについてでございます。

まず、資料の1の2ページ目でございます。下に「豚農場の一般情報及びバイオセキュリティ」という項目がございます。ここの項目の中に一部追加をしてございます。

前回の指摘事項を受けまして追加をしたということでございますが、具体的には3ページ目を御覧ください。

3ページ目の2パラ目の「商用農場の」から始まるところの後段に追記をしているのですが、すけれども、こちらのパラが、商用農場のバイオセキュリティに関して、カナダの生産者団体であるC P Cという団体でございますが、こちらのバイオセキュリティ基準、National Swine Farm Level Biosecurity Standardということを作成しているというものでございます。これについては、野生豚との接触防止に関する勧告等が含まれておりまして、カナダ食品検査庁（C F I A）は、推奨される基準として公式に認定しているってこと、それから、本基準の遵守は飽くまでも推奨であり法的な拘束力はないこと、また、輸出可能な農場は、カナディアンポーク・エクセレンスプログラム——以降「C P Eプログラム」

と申しますけれども——というC F I Aが公認しているプログラムへの参加が必須であり、そのメニューの一つであるPigSAFEへの登録が必須であるが、PigSAFEには農場のバイオセキュリティ要件も含まれておりまして、登録時には州政府により本要件への適合が確認されること、さらに、豚への肉及び肉類を含む残飯の給与は動物衛生規則によって禁止されていることをもともと記載してまいりました。これは前回までと同じということでございます。

今回はそれに加えて、同じパラの、商用ので始まる第2パラの真ん中過ぎぐらい、「現地調査の」というのが右側に始まってございますが、「現地調査の」から始まるところを加えてございます。「現地調査の結果、バイオセキュリティレベルが高い大規模農場では、豚舎内に入る従業員のシャワーイン・シャワーアウト、豚舎内専用の着衣・靴の着用といった豚舎内へのウイルスの持ち込み防止対策が実施されていた。一方、農場敷地の境界への柵等の設置や車両の入場時の消毒等は実施されていなかった。」ということで、前回の御指摘の趣旨に沿った内容をこちらに追記させていただきました。

もう一つの点、次に2点目の野生豚のA S Fサーベイランスについても前回課題となっておりました。A S Fのサーベイランス、野生豚のサーベイランスについては、前回御審議いただいた1月の段階から、カナダが講じる措置を変更してございます。

これについては、資料の1の6ページを御覧ください。

6ページの7のところに「平時のサーベイランス」という欄がございます。これの1パラ目は前回同様でございますが、2パラ目、「野生豚における」から始まるところでございますが、野生豚におけるA S Fサーベイランスとしては、パッシブサーベイランスとして、捕獲した又は死亡した野生豚であってA S Fの疑いがあるものに対する通報義務及び検査実施の枠組みは設けられていました。しかし、野生豚でのA S F疑いとして報告された事例はなく、この枠組みにおける検査の実績はありません。ここまでは、すみません、本年1月と同じ状況なのですが、その後段、その後、カナダは、野生豚の強化パッシブサーベイランスと称するA S Fサーベイランスの枠組みを新たに策定し、2024年7月からその運用を開始してございます。この強化パッシブサーベイランスの枠組みにおいて、本年の2024年9月末までに四つの州で104頭の検査を行ってございます。この104頭には、一部の州で行ってございました7月より前に先駆けて検査されたものも含んでおりますけれども、この検査を実施しておりまして、いずれも陰性ということを確認したということでございます。C F I Aは、この追加的な枠組みも含めて、年間100頭のサンプルが得られるもの

というふうに見積もっているとのことでございます。

これが追加した記載の部分でございます。

この今御説明しました新たなサーベイランス、今年の7月からやっているサーベイランスの内容について、もう少し詳しく説明させていただきます。

資料の2ですね。非公開資料でございますが、資料の2、委員の皆様おかれましては、お手元の資料を御覧ください。

この資料の2の86ページを御覧ください。86ページの7.2.3というところでございます。

この7.2.3、「健康な野生豚を対象とした強化サーベイランスの計画」でございますけれども、こちらに、カナダが今年の7月から策定したサーベイランスプログラムという内容を載せてございます。

C F I Aはパッシブサーベイランスについて基本的に行っているという話は前回からもしておりますが、この枠組みに加えて、2024年7月から、捕獲された健康な野生豚を対象とした強化パッシブサーベイランスを開始しております。これは、既存の家畜豚を対象とするアクティブサーベイランスの枠組みのプログラムのメニューとして、野生豚サーベイランスを新たに加えるというものでございまして、死亡した野生豚及び各州の野生豚の駆除プログラムで狩猟・捕獲された健康な野生豚を対象とするものとなっております。

この目的は、疾病から商用農場を保護するためのA S Fの早期検出ということになってございます。

このプログラムは、養豚業界、政府であるC F I A、カナダにおける診断ラボのネットワークであるカナダ家畜衛生サーベイランスネットワーク、C A H S Nと称するそうですけれども、こちらと州政府、それから、カナダにおける野生豚被害の防止・低減に取り組む学術団体であるカナディアンワイルドライフ・ヘルスコーポレーティブ（C W H C）等から成るA S Fエグゼクティブマネジメントボードというものを作りまして、このボードの下で、指揮の下で実施されるというものでございます。州の野生動物当局の狩猟者、それから獣医師が実際のサンプリング者となっているとのことでございます。

資料2の87ページの方に移ってございますが、群内での繁殖を伴う野生豚群が確立されているものと考えられているアルバータ州、サスカチュワン州及びマニトバ州では、一つ目の○をお話ししていますが、捕獲・駆除された全ての群から少なくとも5頭を検査すること、群でなく単独個体で駆除された個体は全て検査すること、11頭以上の母豚又は101頭以上の肥育豚を飼養する商用農場から10キロ以内で捕獲され個体は全て検査すること、

それから、死亡して発見された野生豚は全て検査し、ごみの埋却地、廃棄物処理施設、ピクニック場、空港及び米国との国境近隣で狩猟された野生豚の検査については、優先的に実施することということとされてございます。

下の○でございます。それ以外の州又は準州でございます。こちらについては、野生豚が発見されれば追跡調査及び捕獲活動が開始されることとなってございます。これにより捕獲された野生豚は本サーベイランスの対象となるということでございます。なお、これらの州では、群内での繁殖を伴う野生豚群が確立されていないため、捕獲される野生豚は逃げ出した家畜豚のみとされてございます。

検査でございますが、先ほどちょっと説明しましたカナダの家畜衛生サーベイランスネットワークであるCAHSN、こちらで実施されまして、PCR検査を行うということでございます。現在、検査実施機関は5施設が指定されています。このほか4施設は、検査機能はありませんけれども、サンプルを提出する施設という形で指定がされているということでございます。提出されたサンプルは、検査実施が可能な5施設に送付されて検査しています。

87ページの図24を御覧ください。こちらは今申し上げました検査施設の場所を示してございます。群内での繁殖を伴う野生豚群が確立されているものと考えられている3州、こちらについて赤枠で囲っています。これらの州にはいずれも検査機関、赤い星で付けてございますけれども、赤い星の印が検査機関です。サンプルの提出可能な青い星の施設、こちらが青い星で付けてございます。こういうふうに配置がされているということでございます。

88ページでございます。

サンプリングの際には、野生豚が死亡していた又は捕獲・狩猟された場所、発見された日付、サンプリングされた日付、同時に捕獲等された同群の頭数、分かればということでございますが、年齢区分、成獣なのか幼獣なのか、その性別、臨床症状、死亡後の所見と、これも分かればということでございますが、こういった情報を記録・収集するという形になっているそうでございます。

サンプリングは、州の野生動物当局の職員、狩猟者、獣医師によって行われています。毎年捕獲・狩猟される野生豚の数は気象条件や野生豚への餌の供給状況によって異なると考えられますので、このプログラムにおける目標数は定められていないものの、CFIA、中央当局でございますが、国内で年間100頭程度のサンプルが得られるものと見積もって

ございます。

この検査に係る費用は各州又は準州が負担することとなっています。

サンプル採取後の死体や食肉採取後の残渣というものは、通常の狩猟肉と同様に取り扱って構わないが、ASFが疑われる場合については検査結果が出るまで保管するという必要があると決められてございます。

同じ88ページの4パラ目になります。結構来てございますが、この検査によって陽性となった場合には、発生時の防疫対応に移行するという形で決められてございます。

今年の7月からのプログラムの開始に先駆け、カナダでは2023年6月から9月にかけて、過去2015年から2023年にアルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州、野生豚の駆除プログラムで採取された健康な野生豚の組織サンプルについて、NCFADが遡ってリアルタイムPCR検査を実施しておりまして、その結果、350個体から382の全検体を調べてございますが、ASFウイルス陰性が確認されてございますというのが、この表38でございます。

さらに、強化パッシブサーベイランスプログラムに基づきまして、2024年、今年の9月末までに検査が行われた実績のサンプル数は104で、いずれも陰性であったというのが表39でございます。

強化サーベイランスプログラムは2024年7月に開始されましたが、アルバータ州及びマニトバ州においては、本プログラムのカナダ全土での開始に先駆けサーベイランスを開始してございまして、ここに示す表には一部この結果も含んでございます。

以上が、7月から開始された追加、野生豚のサーベイランスの詳細でございます。

それでは、資料の1に戻ります。

資料の1に戻るのですが、それ以外のセクション、今、前回開催された1月の時点での御指摘事項、バイオセキュリティと野生豚のサーベイランスについては、以上のものが追加となっているということでございます。

そういう意味で、そういう観点で、まず議論進めるということで、資料の1に戻りますが、資料の1の8ページを御覧ください。こうしたことを含めて、まとめというものを變更してございます。一部變更して、若しくは追記してございます。

8ページのⅢ、まとめでございますが、リスク評価の結果という形で記載しています。

まず、カナダでは、中央政府であるCFIAの本部が動物衛生に関する法令整備や政策決定等を担っており、CFIAの地方部局がこれに従った防疫対応等を行うこととされて

ございます。防疫措置を実施する上で必要なリソースについては、C F I Aによる民間獣医師の認定制度による人員の確保や資材の備蓄を通じて適切に確保されています。動物衛生に関するリスク管理については、動物衛生法及びその関連法令によって規定されています。A S Fが疑われる動物を確認した動物の飼養者には通報義務が課されています。A S Fが発生した際に講じられる具体的な防疫措置については、A S F防疫指針において規定がされているということでございます。当該指針については、2024年10月時点で一部が未完成なところございますけれども、大部分かつ主要な部分は既に作成済みでございます。その内容は妥当と言えます。これらのことから、カナダにおいては、A S Fの発生を適時に把握し、的確に封じ込めるための基礎となる家畜衛生体制及び法令が整備されていると考えます。

同じ8ページの2パラ目です。

農場バイオセキュリティについて、国外又は州外向けの製品の製造が可能な連邦政府認定施設への出荷が認められている農場は、C P Eプログラム、これは生産者団体が運営してC F I Aが公認するというものでございますが、その食品安全、動物福祉、トレーサビリティ、こういったものを含むプログラムでございますが、このC P Eプログラムへの登録及び州当局による定期的な監査を通じて一定の水準が確保されています。また、豚への残飯給与は動物衛生規則によって禁止されています。さらに、生産者団体であるC P Cが衛生管理基準を策定しており、C F I Aがこの基準を公認しています。ただし、本基準の遵守については飽くまでも推奨であり、法的な拘束力は伴っておりません。また、カナダにおける農場バイオセキュリティは、豚舎内への疾病の侵入防止措置に主眼を置いたものであり、農場外からの農場敷地内への侵入防止措置はほとんど焦点が当てられていない状況です。これらのことから、国外又は州外向けに輸出される製品に仕向けられる豚を飼養する農場について、A S Fウイルスを豚舎に侵入させないためのバイオセキュリティ措置の実施や、疾病発生時の農場間の伝播リスクが適切にコントロールされ得る体制が一定程度確保されている一方、農場周辺がウイルスに汚染した場合の周辺環境から農場への侵入によるリスクには留意が必要と考えられます。

9ページに入ります。

農場、と畜場、生体市場等の国内の全ての豚生産関連施設はシステムに登録され、施設番号の取得が義務づけられています。また、肥育豚については豚群単位で、繁殖豚については個体単位で識別が義務づけられています。これらの情報及び豚生体の移動履歴は、農

場やと畜場によりデータベースに登録され、カナダの養豚協会であるC P Cがこの情報を管理しており、C F I Aの管理する家畜情報データベースとも情報は共有されています。これらのことから、カナダにおいては、A S Fが発生した際に、制限区域内の農場分布や疫学関連農場を迅速に把握するための体制が整っているというふうに考えられます。

9 ページの2 パラ目です。

我が国に豚肉等を輸出することができると畜場又は食肉処理場は、連邦政府認定施設としてC F I Aによる認定を取得する必要があります。と畜時にはC F I A獣医官又は検査官によると畜前後検査が行われます。市場に流通する豚肉及び豚肉製品については、加工・流通業者に対して国内法令に基づくトレーサビリティの確保が課されており、家畜豚でA S Fが発生した場合、発生農場やその疫学関連農場に由来する豚肉が含まれる可能性のある製品ロットを特定することが可能となっています。また、特定の地域に由来する豚肉のみ輸入可能であることを輸入条件として求めた場合、カナダ当局には当該輸入条件を担保することが可能な体制が整っていると考えられます。輸出検査証明書には、対象物品が所定の輸入要件を満たしていることをC F I A獣医官又は検査官が適切に確認した上で発行される体制が整備されています。

3 パラ目です。真ん中ぐらいですかね、3 パラ目です。

豚生体の輸入検疫としては、国境の検疫ポイントでの健康状態の確認、輸入条件を充足していることの確認及び輸入後の隔離検疫が実施されています。豚の精液、受精卵、豚肉及び豚肉製品の輸入検疫は、国境の検疫ポイントでの書類検査及び認可施設における現物検査が実施されています。旅客の手荷物の検査・違反品の収去については、入国審査時に畜産物を含む輸入禁止品の所持状況の確認や商用貨物等の書類審査、探知犬による携帯品の探知が実施されています。これらのことから、水際におけるA S F侵入防止措置については、適切な措置が講じられていると考えられます。

ここに追加して、結論部分には記載してございませんが、説明として申し上げますと、米国からカナダに輸入される生体の豚の取扱いでございますが、国境措置の例外的な適用が認められているという状況ではございますが、いずれにせよ、30日間以上着地検疫が必要ということは決められてございまして、米国から輸入されるものについても一定の措置が保たれている、取られているという状況だそうでございます。

それから、同じ9 ページのパラ4 も、下から二つ目のパラですが、カナダ国内でのA S F検査は、C F I Aが策定した検査計画に沿って、ナショナルリファレンスラボラトリー

であるNCFA D及び認定検査施設で実施されます。検査は精度管理の下で行われており、適切な検査を遅滞なく実施する体制が整っていると考えられます。

9ページの最後のパラです。

家畜豚のサーベイランスについては、上述の通報義務に基づくASF疑い家畜を対象としたパッシブサーベイランスに加え、アクティブサーベイランスも実施されています。このことから、家畜豚のサーベイランスについては、平時から発生状況を監視する体制が整備されており、発生時においても平時のサーベイランスをベースとした強化サーベイランスが適切に実施可能と考えられます。

10ページに移って、1パラ目でございます。

野生豚の管理については、各州に委ねられておりまして、特に生息状況の把握については、現時点は国レベルで十分な体制、そしてその能力が構築されているとは言い難い状況でございます。野生豚のサーベイランスについては、従来からASFが疑われ捕獲され、又は死亡した野生豚を対象としたパッシブサーベイランスプログラムが枠組みとしては存在しておりましたが、この枠組みに沿った実際の検査実績はありませんでした。そこで、この枠組みに加えて、CFIA、中央当局でございますが、駆除された健康な野生豚を対象とした野生豚の強化パッシブサーベイランスの枠組みを2024年、本年7月に新たに策定し、2024年9月末までに104頭の検査を実施してございます。この104頭には、一部の州で7月より先に先駆けて検査されたものも含んでございます。野生豚のサーベイランスの具体的な枠組みが整備され、実際の検査も開始されていることから、野生豚のサーベイランスの実施能力はある程度確保されていると考えてございます。しかし、その運用については正に開始されたところというところでございますが、州により実施能力、その体制に違いがあるというふうにも考えられますので、ASF発生時に講じられるサーベイランスの実効性については不確実性が残るものというふうに考えております。

パラの2パラ目ですね。同じ10ページでございます。真ん中ぐらいです。

家畜豚におけるASFの疑いの通報を受けASF推定陽性と判断されたとき、CFIAは制限区域を設定し、当該地域内に所在する農場に対して豚生体及び畜産物に係る移動制限を課すこととしています。さらに、それが確定陽性と診断された段階で、CFIAは殺処分及び疫学調査等を実施するとともに、移動制限の適用範囲を個々の農場から、ここでPCZと書いていまして、PCZというのは発生時の感染区域と制限区域をまとめたプライマリー・コントロール・ゾーンでございますが、この制限区域の全域に拡大することと

しています。野生豚でのA S F発生時も家畜豚での発生時と同様に制限区域の設定や移動制限等が講じられています。これらのことから、カナダでは、A S F発生時に適切な防疫措置を実施する体制が整備されていると考えられます。

10ページの下から二つ目のパラですね。

これらの点を考慮しますと、カナダではA S Fの発生を早期に摘発し、適切な防疫措置を実施するために必要な体制が一定程度確保されていると考えられます。また、仮に日本側が指定する地域又は農場に由来する製品のみを日本向け輸出製品として識別、管理する等の上乗せ措置を要求する場合、これらの要求に対応可能な体制が備わっていると考えられます。

10ページ、最後のパラです。

一方で、カナダは現時点においてA S F未発生国であり、発生時に関連法規等の規定のとおり防疫措置を講じた実績がございません。特に、発生時に講じられる野生豚に対するサーベイランスの実効性については、不確実性が大きい点に留意が必要です。発生時に野生豚のサーベイランスの実効性を欠く場合——11ページに移りますが——感染した野生豚の早期摘発が機能しないため、カナダが設定する制限区域の範囲が実際の疾病の分布範囲を網羅しないおそれがございます。

また、地域で飛び地的にA S Fが発生した場合には、サーベイランスによって疾病の分布地域が特定されるまでは制限区域の範囲の妥当性が担保されないことにも留意が必要というふうに考えております。

11ページ、最後、「以上のことから」でございますが、以上のことから、カナダにおけるA S F発生時の豚生体、豚肉及び豚肉製品の輸入について、（１）カナダに対し、適切なリスク管理措置を求めるとともに、A S Fのゾーニングを適用して、日本向け輸出をA S Fの発生認められない地域に限定することにより、我が国にA S Fが侵入するリスクは極めて低くなると考えられました。

（２）ゾーニング適用単位は、カナダがA S F未発生国であることによる、今まで不確実性について御説明しましたが、こうした不確実性を考慮しますと、制限区域を含む又は接する州・準州、又はそれ以上の大きさとし、十分な安全域を確保することが重要というふうに考えられました。

（３）農場又は野生豚で最初の感染が認められた場合や、カナダが設定する制限区域外でA S Fが発生した際には、カナダ全土からの豚生体、豚肉及び豚肉製品の輸入を一時的

に停止し、強化サーベイランスを含む防疫措置等の実効性を確認した上でゾーニングを適用して輸入の再開を検討する等、上述の不確実性を最小限に収めるための適切なリスク管理措置を講じることが重要と考えられました。

以上は、カナダへのASFゾーニングの適用に係るリスク評価書の案となっております。

先生方におかれましては、御審議の上、御意見頂けますと幸いです。よろしくお願いします。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして委員の皆さんから御意見、御質問ありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

じゃ、日高先生、どうぞ。

○日高オブザーバー オブザーバーの日高でございますけれども、2点ほど質問したいと思っております。

まず、商用農場のバイオセキュリティの件で、ここに書いてあります、3ページの真ん中ぐらいに書いてありますけれども、バイオセキュリティレベルが高い大規模農場では、豚舎内に入る従業員のシャワーイン・シャワーアウト、専用の着衣・靴の着用といったことが実施されているということが書いてありますけれども、このバイオセキュリティレベルが高い大規模農場というのは、基本的に日本に対して輸出している農場と捉えていいわけですね。基本的にですね。

ですけれども、このバイオセキュリティレベルの高いという、高いというのであれば低い農場もまだあるということで捉えてもいいわけですね、逆に言うと。そういう意味では、バイオセキュリティに関しては、前回の質問と比べて、まだ余り進んでいないと考えてもよろしいのですかということですね。

もう1点が、野生豚の強化パッシブサーベイランスの結果というのがさっきの88ページですね。基本的に、この野生豚に関しては州でやるということですよ。ですから、この2015年から23年のサンプリングのところ、これ、アルバータ、サスカチュワン、マニトバの3州が2015年から2023年までやっていると。表の39、2024年から開始された強化パッシブサーベイランスには、これ、サスカチュワンが含まれていないですよ。ということは、州単位でやっているから、サスカチュワン州はこの強化パッシブサーベイランスをやって

いないのかということ。

この2点についてお伺いしたいと思います。

○松尾室長 私から、まずバイオセキュリティの話は大快から答えますが、後段のサスカチュワン州の州ごとの強化サーベイランスのお話をさせていただきます。

これ、まだ7月によく始まりましたというお話をさせていただきました。今後着手していくところでございますが、報告書の中にも、まだまだ先の取組で不確実なところは多いですよと、不確定なところが多いですよというふうにも申し上げました。

また、報告書の中にも記載させていただきましたが、州によってまだまだらな状況があるのでないかということも記載させていただきました。

こういう点も踏まえて評価するものだと思っております、そこで最後の結論も、やっぱり十分なマージンを取るとか、そういうことも考えるのだろうというふうに考えてございますが、始まってございますし、年間100頭はやると言ってございますので、今後やっていくものだというふうに判断してございます。

また、最後、私申し上げましたように、実際に発生したときには、そういうことはちゃんとできているのかというのを確認するために一旦止めて、確認の上、ゾーニングを適用するかどうかは判断するという形で考えてございます。

○大快専門官 続けて私から、1点目の御質問がありました農場のバイオセキュリティに関して、お答えさせていただきます。

まず、日高先生おっしゃられますように、輸出するような大規模農場につきましては、先ほどのC P Eプログラムというものを実行しているという必要がございます、その中で、PigSAFEというメニューの中でバイオセキュリティについては、ちょっと日本とは観点が違うという御指摘もありましたけれども、少なくとも要件は幾つか課されているという状況でございます。

一方で、例えば裏庭農場ですとかそういったような、いわゆる広域流通させないような小さい農場に関しましては、基本的にそういった、要するに義務となっている要件は衛生基準としてはないという状況でございます、生産者団体であるC P Cが、そういった裏庭農場、非商用の農場向けに、カナダ小規模農場マニュアルというようなバイオセキュリティの基準を定めてはいるんですけれども、これは飽くまで推奨の基準でありまして、法的な拘束力はないという状況でございます。

そういう意味では、農場のバイオセキュリティにつきましても、全ての農場が何らか守

らなければいけない要件を課されているわけではないというのが実際の状況かというふうに理解してございます。

一方で、これも先ほどのサーベイランスの話と重なる部分がありますけれども、そういった不確実性を考慮してリスク評価した上で適切な、それをカバーするような上乗せ措置を講じていくということが重要かなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○津田委員長 よろしいですか。

○日高オブザーバー はい。

○津田委員長 ほかにございますか。

ウェブの方は。もし質問があれば挙手をお願いします。

ほかにございます。

どうぞ、小渕先生。

○小渕委員 1点教えてください。

9 ページで説明していただいたところの、輸入、入国審査時の一般旅客の方々の検査ということで、日本でもかなりの数をやっていたいっているんですけども、今のところの実績を分かっているならば、どのくらいの検査を政府に関してやられているのか。データがあれば教えていただきたいと思います。

○松尾室長 入国時の携帯品検査ですよね、日本でもやっているようなですね。すみません、その統計は今ちょっとすぐに出すことはできなくて。後ほど先生にはお渡しするようにします。

○小渕委員 では、携帯品の検査はやっているということでしょうか。

○松尾室長 制度としては、ここに記載してあるようにございます。

○大快専門官 すみません、お答えいたします。

旅行者の携帯品検査について、検査件数という数字とはちょっと違うんですけども、2022年の4月から2023年の1月までの、ちょっと中途半端な期間の、1年に満たない数字になってしまうんですけども、この9か月、10か月の間に、違反として摘発されているのは465件が摘発されておりまして、うち165名については警告のみで、残りの300名については、1人1,300カナダドルの罰金の支払命令が発令されております。ということで、摘発数にはなってしまうんですけども、この程度の摘発がされているという状況でございます。

○小渕委員 ありがとうございます。

実際にA S Fの検査の検体数がもしお分かりになればということだったんですが。

○大快専門官 お答えさせていただきます。

これはアメリカの御審議のときにも同じような質問が出たというふうに認識しておりますけれども、基本的に、アメリカもそうなんですけれども、カナダも押収した違反品に関するA S Fの検査というのは行っておりませんで、押収品についてはすぐに廃棄処分するという運用になってございます。

以上でございます。

○小渕委員 ありがとうございます。

○津田委員長 ほかにございますか。

ウェブの方、ございますか。

○事務局 ウェブ、ありません。

○津田委員長 ウェブ、ないですね。

○事務局 はい。

○津田委員長 そうしましたら、これは、今回の件は今年の1月に審議して、その後の追加情報として先ほど説明があったところだったんですけれども、基本的には、カナダにおけるリスク評価についてはこの方針でよろしいかどうかということなんですけれども、いかがでしょうか。もしこれで質問ないようでしたら、このリスク評価についてはこの結論を本委員会として了承したいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、その旨、家畜衛生部会に報告いたしいと思います。

ほかに質問がないようでしたら、この件については事務局の方で。

○事務局 すみません、嶋田先生から。

○津田委員長 嶋田先生、どうぞ。

○嶋田委員 宮崎から嶋田です。お疲れさまです。聞こえますでしょうか。

○津田委員長 はい、聞こえます。どうぞ。

○嶋田委員 すみません、いろいろと御説明ありがとうございました。

今日、ウェブで失礼します。

今回、カナダの件でお話しいただきまして、内容については理解できたところなんですけれども、日本との関係性でいったときに、カナダ、かなり輸入が多いですが、その接し

ているアメリカとの関係性についてちょっと御質問したいと思います。

もし今回の想定しているような形で飼養豚若しくは野生豚でのASFの発生があった場合に、カナダからアメリカへの輸出は結構あるというふうに理解しているんですけども、資料にもあったと思うんですけども、検疫ですとか、あとアメリカ側としての対応もあるとはいえ、日本から見ると、例えばカナダで摘発までの時間とかの考慮も必要なのかなと考えるんですが、そういった場合のアメリカ産の肉とか肉製品若しくは生体の輸入についての日本側からしての考え方とか、例えば一旦即時停止をしますとか、そういったところですか、その辺の考え方を御説明いただけると有り難いんですが。

○松尾室長　ありがとうございます。

嶋田先生の御質問、この御質問は、仮にカナダで発生した際に、米国はカナダからのトレードがあるもんですから、その際に米国産豚肉を日本としてどう取り扱うのかという御質問かと思います。

米国については、米国内の発生は先生方に一度御評価いただいて、米国内で地域飼養をやるということは御評価いただきました。

基本的に、第三国からの輸入物に関しての考え方というのは現在もございまして、今実際、家畜衛生条件、協議しているところでもございますけれども、基本的に汚染国のものは入れちゃいけませんよというのは大前提になる形で協議を進めてございます。ですから、実際、疫学調査なりトレースをして判断していくものと考えます。

同じようなことはBSEのときも起きてございます。アメリカから実際輸入を止め、BSEが発生して、最初の事例が発生したときは輸入を止めました。カナダが最初に発生していて、あの当時はBSEが発生していて、その後にアメリカで見付かったときに止めましたが、その後、アメリカからも、それはカナダ産のだからってというのは出てきたんですけども、その後も慎重に評価したと思います。

ですから、そうした場合は、疫学調査も含めて情報収集しながら、一番厳しい場合には全体を止めるということも含めて、リスク側に処置を行うものと思います。事例事例によってちょっと状況は異なるものだと思いますけれども、そのような考え方ではおります。

○嶋田委員　承知しました。ありがとうございます。

BSEのときのお話とかも、ごめんなさい、私は存じ上げなかったので、参考になりました。より慎重な対応になるのかなと思いますけれども、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○津田委員長 ありがとうございます。

今の話については、アメリカとカナダ、非常に国境も接していますし、イノシシは恐らくアメリカの方からカナダの方に移っているんだらうなという気もしますので、そこはやっぱりそれぞれの国の対応も含めて総合的に考えなきゃいけないかなという気もしているので、そういうことをよく念頭に置いていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、このカナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価については、この評価書の結論を本委員会として了承し、その旨を家畜衛生部会に報告したいと思います。よろしいですか。

では、よろしくお願いいたします。

それでは、これで議事は終わったのですが、ほかによろしいですね。

○松尾室長 はい、特にその他の事項はございません。

○津田委員長 じゃ、議事全体を通して委員の皆様から御意見、御質問がありますれば、この機会ですので、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

この議事とは別です。

○事務局 ウェブありません。

○津田委員長 何かございますか。

ウェブもない。

それでは、本日の議題は終了しましたので、ここで進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

○松尾室長 委員長、本日は議事進行をありがとうございます。

それからまた、委員の皆様、ありがとうございました。

本来であれば、最後、審議官の郷が御挨拶申し上げるところですが、本日ちょっと、鳥インフルエンザ等々、忙しい時期でございますので、本日は欠席とさせていただいてございます。

私から、最後に簡単にちょっとだけまとめさせていただきます。

先ほど津田委員長からも話がありました。北米、特に2か国、既に御評価いただいたアメリカ、それから今回のカナダ、非常に、生きた豚も含めてのトレードが多いということでございます。そうした懸念について嶋田先生からも御指摘も受けましたし、我々も今後、

リスク管理措置をはめていく際に慎重に考えていきたいと思ってもございますし、あと、情報も十分に取って進めたいと思っています。場合によっては、先ほどの全体を止めるかもしれないという話もあります。そこはその疫学調査報告なんかをしっかりと頂いて判断していくものと考えておりますので、今回頂いた知見を基にリスク管理措置について、しっかり考えて対応していきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして第99回牛豚等疾病小委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後2時53分 閉会